

自立支援協議会のニュース

◆第3期の委員が委嘱されました

「国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱」に基づき、第2期の委員の任期が、令和4年6月30日で満了し、新たに第3期の委員が、同年7月1日付で委嘱されました。委員の任期は、上記要綱第4条により、令和7年6月30日までの3年間となります。どうぞよろしくお願いいたします。

◆就労支援部会より：

「その仕事、私たちにお任せください！」

国分寺障害者施設お仕事ネットワークが、「お仕事別の各種料金表」を作成しました。ぜひ、ご活用ください。

問合せ先 ともしび工房内

電話 042-324-7071

mail yatsuhashi@nanaenosato.or.jp



TWICE-YEARLY NEWSLETTER

基幹相談支援センターの研修のお知らせ

⇒研修のお問合せ先は、下記、事務局：基幹相談支援センターまでお願いします。

◆支援者向け虐待防止研修

…各団体の虐待防止研修としてもご活用ください。

令和4年12月2日(金)午後6時15分～午後8時15分
cocobunji プラザ リオンホール(同時配信も予定します)
講師：山内哲也氏(リアン文京 施設長)
(仮)タイトル「虐待防止は利用者」と職員を守る！」

◆ネットワーク研修Ⅲ(児童)

令和5年2月21日(火)午前10時～12時
cocobunji プラザ リオンホール
講師：笹刈真子氏(東京都教育庁都立学校教育部 健康推進課)
(仮)タイトル「性教育と性支援」

TWICE-YEARLY NEWSLETTER

- ・本誌は、国分寺市内の障害福祉サービス等の支援者に向けて記事を構成しています。
- ・利用者と共に本誌を手にとってご覧いただき、利用者に必要な記事を共有ください。
- ・ウェブサイトにも誌面を掲載しております。ご活用願います。
- ・今後の誌面づくりのために、ご意見・ご感想を下記事務局までお寄せください。



視覚障害のある方のために、誌面の本文を Word テキストでウェブサイトに掲載しております。



発行

国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレター No.11

令和4年(2022年)9月発行

発行：国分寺市障害者地域自立支援協議会

編集：国分寺市障害者地域自立支援協議会 事務局

国分寺市福祉部障害福祉課
〒185-8501
東京都国分寺市戸倉1-6-1
電話：042-325-0111
FAX：042-324-6831

国分寺市障害者基幹相談支援センター
〒185-0002
東京都国分寺市東戸倉2-7-26 KOCO・シヤム2階
電話：042-320-1300
FAX：042-313-8823

印刷：社会福祉法人東京コロニー



※この冊子は、環境に優しい
原材料を使用しています。



ともしび工房の
フェルト人形作家の
作品たち

今号は、
「社会福祉法人
ななえの里
就労継続支援 B 型
ともしび工房」をご紹介します。



所長 八橋 宏

国分寺創建時の七重塔にちなみ、法人名を「ななえの里」と命名、平成3年に身体障害者通所授産「ともしび工房」を開所しました。

現在、法人の施設内の売店「Happy Smile」と市内の本多公民館内の売店を運営しています。事業としては、溶岩窯を使用したパンとお菓子の販売を中心に、リサイクル品の品質チェックや値段付け、清掃の委託業務、企業等からの受注作業、印刷作業、木工品、クラフト品の制作、植物の育成など、和気あいあいと作業をしています。何かございましたら、お気軽にお問い合わせください。tel：042-324-7071



twitter



facebook



ホームページ

特集



ひろがる 相談支援専門員 のつながり

TWICE-YEARLY NEWSLETTER



ともしび工房の外観



レザン・ノアが逸品!!

★コロールのパン販売場所と時間

ともしび工房(所内)	火～金	10時～15時
光公民館	火	11時頃～13時
けやきスポーツセンター いずみプラザ	水	10時半頃～11時半 12時頃～13時
福祉センター 市役所駐車場	金	10時半頃～11時半 12時頃～13時

☆各所、売り切れた時点で終了となります。ご了承ください。



生地も販売しています。



手づくりのエコバッグ



のみの市のような店内、掘り出し物が見つかる?!

お仕事ネットワーク
夏の Sweets & Hand Made
Fair 2022

今年もクリスマスのお菓子の
家のキットを販売します! /
予約期間：11月末～12月



ミーツ国分寺

西街区「cocobunji WEST」の1階から4階に入っている「ミーツ国分寺」は、三越伊勢丹による地域密着型の商業施設です。三越伊勢丹グループの企業理念のひとつである、「社会に対する企業の責任として、社会の様々な課題に向き合い、企業活動を通じてその解決に貢献することで、関わりのあるすべての人々の豊かな未来と、持続可能な社会の実現に向け役割を果たしていきます。」という、サステナビリティ基本方針があります。

商業施設として地域の文化や伝統、名産品を紹介するなど人と地域をつなぐ取り組みを推進し、運営するそれぞれの施設で大切な取り組みとしています。国分寺に暮らすみなさまに安心して買い物をしていただく、ゆとりと潤いのある時間を過ごしていただけるようにすることが、ミーツ国分寺としてのわたくしたちの役割と考えておりますので、7月の3日間限定で開催した「夏の Sweets & Hand Made Fair 2022」をミーツ国分寺3階で開催いただき、地域のみなさまに取り組みを知っていただくお手伝いができたと、大変うれしく思います。引き続き新たな取り組みを、応援できる施設でありたいと考えております。

スタッフ一同より

初めて、障害福祉サービスを利用するための手続きの流れ(障害者の場合)

障害福祉サービスを利用するためには、市への申請が必要です。ここでは、申請からサービス利用までの流れを説明します。

必要なサービスを正しく利用できるよう、市や指定特定相談支援事業所がお手伝いをします。なお、計画の作成に当たって利用者負担はありません。

①相談

市役所(障害福祉課)または相談支援事業所に相談をします。利用の対象になるか確認を行います。

②利用申請

利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書を障害福祉課相談支援係へ提出します。

※国分寺市では、基本的に利用を希望するサービス提供事業者が決まってからの提出となります。

※サービス提供事業者の探し方：検索については、こちらのQRコードをご利用ください。

・「WAMNET」のサイト内の「障害福祉サービス等情報検索」

・「東京都障害者サービス情報」

・「障害福祉ガイドブック(令和4年(2022年)1月)」国分寺市

③サービス等利用計画の作成依頼

相談支援事業所と契約を交わし、面談の上、相談支援専門員が「サービス等利用計画(案)」を作成します。

④調査(区分調査が必要でない場合は⑤へ)

市の職員が、サービスの利用を希望するご本人やご家族等に対して、障害や生活の状況などについて聞き取り調査を行います。結果をコンピュータ入力し、一次判定を行います。障害支援区分認定調査(80項目)及び一次判定⇒障害支援区分認定審査会⇒障害支援区分認定

※障害支援区分認定審査会とは、障害保健福祉の専門家で構成されている「審査会」で、一次判定の結果と医師の意見書をもとに審査判定を行い、どれくらいサービスが必要な状態なのかを示す障害支援区分が認定されます。

※障害支援区分とは、障害の特性や心身の状態に合わせて必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1～6(※6が最も高い)までに分けられています。この区分を目安にして利用できるサービスの内容や量などが決まります。

⑤支給の決定

提出された計画(案)や法令に定める事項を踏まえて、市役所で支給の要否や支給量などが決定され、支給決定通知書や受給者証がご本人・ご家族に送付されます。

※受給者証とは、サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎた後の再申請や支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切に保管しましょう。

⑥サービス担当者会議・計画作成

支給決定後、相談支援事業所は、サービス担当者会議を開催して、サービス提供事業者等と連絡調整を行います。そして、実際に利用することになる「サービス等利用計画」を作成します。

⑦契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者と契約します。

⑧利用開始

担当する相談支援事業所の相談支援専門員が、定期的にサービス内容が適切かどうかの検証(モニタリング)を実施し、状況に応じてサービスの見直しをはかります。

※この相談支援の流れは一例です。個々の状況により、流れは異なる場合があります。※相談支援事業所に代わり、ご本人や家族等が「セルフプラン」を作成することもできます。市役所(障害福祉課)までお問い合わせください。

「障害福祉サービスの利用について(2018年4月版)」
社会福祉法人全国社会福祉協議会

障害児を対象としたサービスを利用するための手続きの流れは「国分寺市こどもあんしん相談ナビ」を参照ください。

障害のある方の相談を受け付けています。

相談支援の充実

改正 障害者自立支援法の施行

「相談支援」が障害者自立支援法に位置づけられ、平成24年(2012年)4月の支給決定プロセスの見直しにより、**計画相談支援**の対象が原則として、障害福祉サービスを申請した障害者等へと拡大された。また、地域移行・地域定着支援の個別給付化が図られるほか、相談支援の拠点として、**基幹相談支援センター**を市町村が設置できることとなり、相談支援体制の強化が行われた。さらに、**自立支援協議会**も法律上位置づけられた。

◆**特定相談支援(国分寺市指定)**

障害福祉サービス等利用計画を作成し、サービス利用のための手続き支援や調整を行います。

♥**障害児相談支援(国分寺市指定)**

障害児支援利用計画を作成し、サービス利用のための手続き支援や調整を行います。

♣**一般相談支援(東京都指定)**

安心して地域生活を始める、地域生活を安定しておくための支援をします。

***新事業所**

＊

◆

♥

12 相談支援事業所 チェンジアップ

西町3-15-5

TEL.042-502-9082 FAX.042-502-0181

火～土(日・月・祝日定休)

午前9時～午後6時

2022年3月に開所しました。障害の種別は問わず、福祉サービスに関する相談や計画の作成を行っています。どんな変化球にも対応できるチェンジアップです。また、皆さまのお困りごとに誠実かつスピーディに対応いたします。

◆

♥

11 国分寺市地域活動支援センター虹

戸倉4-14 福祉センター内

TEL.042-300-0608 FAX.042-300-0609

月～金(土・日・祝日定休)

午前9時～午後5時

ご相談にはできる限り迅速に対応できるよう心がけています。ご利用者のお気持ちやご希望をじっくりとおうかがいし、より良い計画を作成させていただきます。

◆

♥

10 国分寺市立こどもの発達センターつくしんぼ

戸倉3-1-1

TEL.042-323-7970

月～金(土・日・祝日定休)

午前8時30分～午後5時

児童(18歳未満)を対象として障害児支援利用計画等の作成を行います。

通所先や関係機関と連携をとりながら、お子さんの発達に沿った支援が得られるようサポートしています。

国分寺市の相談支援事業所

令和4年に3事業所(＊)が新設され、国分寺市内に、計12の相談支援事業所があります。

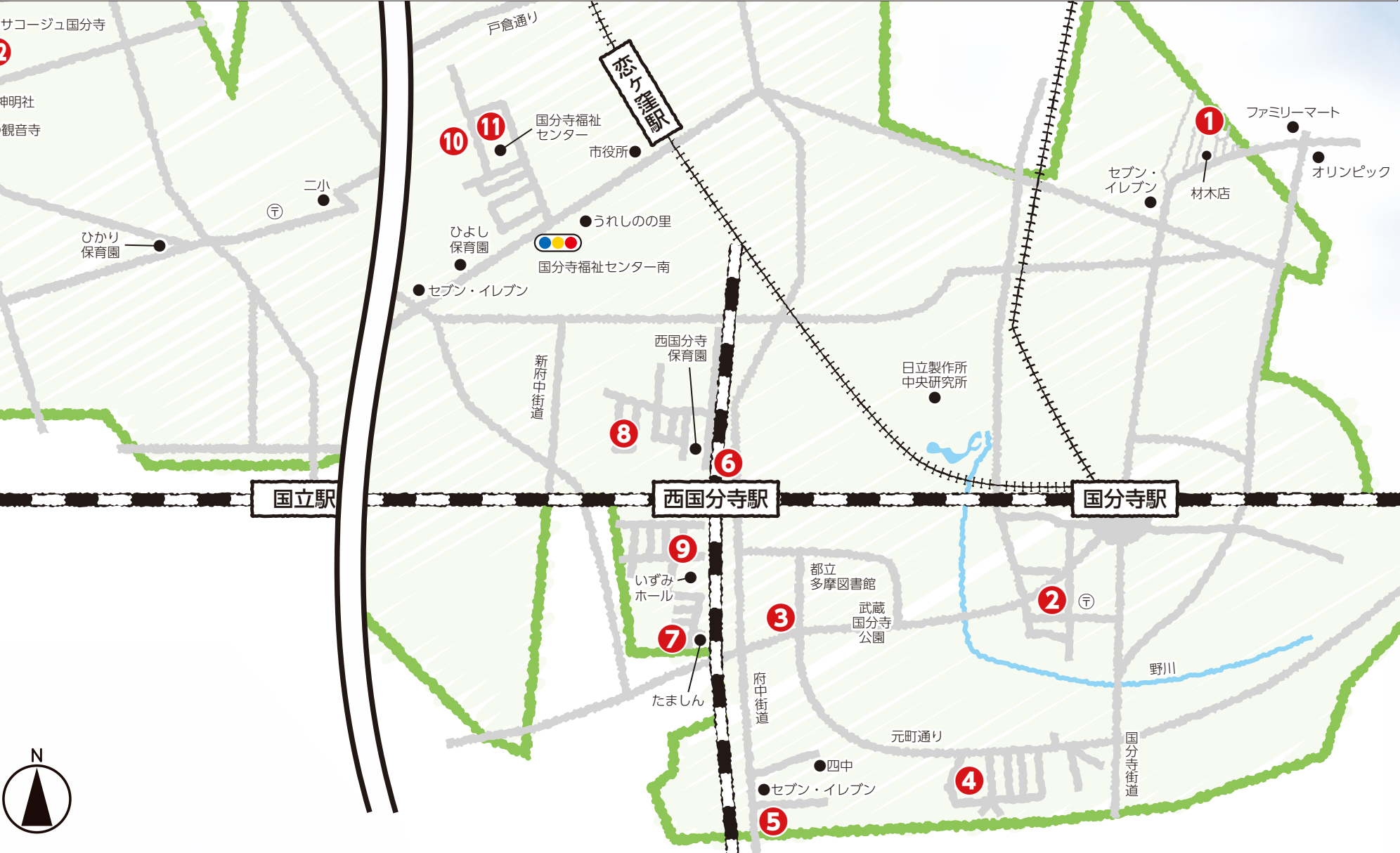
各事業所では、相談支援専門員が生活の状況をおうかがいし、ご本人のニーズを整理してサービスの利用が必要な場合には、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者の利用調整等、必要な支援を行います。

また、市内の相談支援事業所は、国分寺市障害者地域自立支援協議会の相談支援部会の相談支援事業所連絡会に所属しており、月一度、相談支援専門員が集い、情報交換や情報共有の場を設けるほか、外部講師を招き自己研鑽に努めるなど、相談支援専門員同士の有機的なネットワークを構築しています。

さらに、基幹相談支援センターが主催する相談支援専門員を対象とする研修会に年間を通して複数回参加し、相談支援専門員としてのスキルの向上をはかっています。

さらに、基幹相談支援センターが主催する相談支援専門員を対象とする研修会に年間を通して複数回参加し、相談支援専門員としてのスキルの向上をはかっています。

＊**チーム国分寺**とは:国分寺市では、どこに相談に行っても適切なサービスにつなげられるよう、支援関係者が連携して地域のネットワークで一人ひとりを受けとめていくことを「チーム国分寺」と呼んでいます。(令和2年第1回自立支援協議会全体会の記録より)



＊

◆

♥

9 相談支援事業 空にたね

泉町3-37-31

TEL.042-328-8005 FAX.042-312-0456

火～土(日・月・祝日定休)

午前9時30分～午後6時30分

保育園と児童発達支援事業所を運営するなかで、子どもの発達について気軽に相談できる場所がほしいという声を受け、2022年に開所しました。ご本人やご家族が、ほっとできるような事業所を目指しています。障害児と身体障害者の方を対象としています。

◆

8 あいうい・生活サポートセンター

西恋ヶ窪2-21-15

TEL.042-323-3841 FAX.042-312-4303

月～金(土・日・祝日定休)

午前9時～午後6時

障害種別を問わず、地域で生活を営む方の支援を行います。健常者、障害者、高齢者が地域社会で共存、共栄することを目指し、生きる苦しさを乗り越えることをサポートします。

◆

7 相談支援コトリナ

泉町3-26-23

TEL.090-6566-7662

月・金(火～木・土・日・祝日定休)

午前8時～正午

視覚障害専門の相談支援事業所です。同行援護(ガイドヘルプ)の計画だけでなく、便利な道具、視覚リハビリテーションの初歩などを体験、見学ができます。視覚障害のことなら、どうぞコトリナにご相談ください。

◆

♥

6 すこやか相談支援

西恋ヶ窪2-2-1・1階

TEL.042-323-3941 FAX.042-323-3941

月～金(土・日・祝日定休)

午前9時～午後5時

利用者及び家族のご希望や困っていることをよく聞いて、必要とする支援をよく整理し、未来に向かって長期的にサービスを受けながら、安心して快適に生活できるように、障害の種別によらず、利用計画を作成し、日常の相談をしています。

◆

♥

5 ヘルパーステーションびいと

西元町3-6-14

TEL.042-316-8523 FAX.042-316-8553

月、火、木～土(水、日・祝日定休)

午前9時～午後5時

お一人おひとりの個性や特性、希望に沿った社会資源の案内や生き生きとした豊かな毎日が過ごせるようにサポートします。

＊

◆

♥

1 ラミュール相談支援事業所

本多4-15-8

TEL.090-8949-5413 FAX.042-325-7410

月～金(電話受付)午前9時～午後5時(土、日、祝日定休)

月～水(面談実施日)

障がいの種類にかかわらず、また障がいが重くても、地域でいきいきと暮らせるように、基本相談を大切に、計画相談及び障がい児相談支援を丁寧に行うがモットーです。

◆

♥

♣

2 国分寺市地域生活支援センターブラッツ

南町3-4-4

TEL.042-359-2440 FAX.042-328-3240

月、火、木～土、第1、3日曜(水・祝日定休)

午前10時～午後7時

精神障害の方の支援を専門とした計画相談を担当しています。障害福祉サービス利用を軸に生活全般の支援の要素について構成する計画を、利用者の方のご意向やご意思をベースに作成し、継続して見守り姿勢でかかわります。

一般相談は、広く暮らしにまつわる様々な相談に、来所しての面談や電話にて対応しています。医療・福祉・住居・所得保障・就労・人間関係等々、とくにジャンルはございませんので、気兼ねなくご相談ください。

◆

♥

♣

3 国分寺市地域活動支援センターつばさ

泉町2-3-8 障害者センター内

TEL.042-321-1136 FAX.042-321-1207

月～土、第2、4日曜(第1・3・5日、祝日定休)

午前9時～午後7時

障害の種別によらず、すべての方に開かれた相談支援を行います。計画相談では、どんな暮らしをしていきたいか、サービス利用と一緒にプランニングしながら、希望する暮らしの実現をサポートします。

一般相談では「つながりをたがやす」ことを大切に、住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、相談しながら地域とつながるサポートをします。

◆

♥

4 相談支援事業所 ゼフィール国分寺

東元町4-19-11

TEL.042-203-3569 FAX.042-203-4820

月～金(土・日・祝日定休)

午後2時～午後6時 ※時間外での電話・訪問相談の対応も可

障害の種別によらず、サービスの利用に関する計画を訪問にて相談・作成いたします。

どんな些細なことでも構いません。お困り事やお悩みなど、お気軽にご相談ください。